

福祉作業所ひばり園利用者工賃規程

社会福祉法人そよかぜ

（目的及び適応範囲）

第1条 この規程は、社会福祉法人そよかぜ福祉作業所ひばり園（就労移行支援及び就労継続支援B型多機能型）（以下、「ひばり園」という。）の利用者の工賃に対する総則として定める。

（工賃体系）

第2条 ひばり園の工賃体系は以下の通りとする。ただし、一時金は就労継続支援B型に限るものとする。

- (1) 工賃
- (2) 一時金

（工賃及び一時金の財源）

第3条 ひばり園の工賃及び一時金の財源は以下の通りとする。

（1）工賃（就労移行支援）

就労移行支援の「当月売上」－「当月所要経費」を当月工賃支給総額とする。

（2）工賃（就労継続支援B型）

就労継続支援B型の「当月売上」－「当月所要経費」の8割を当月工賃支給総額とする。

（3）一時金

就労継続支援B型の一時金算定期間（第8条第2項）における各月の「当月売上」－「当月所要経費」の総額の2割を一時金支給総額とする。

（工賃の支払方法）

第4条 工賃は、利用者本人に通貨でその全額を支払う。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第5条 工賃は毎月1回、1日から末日までの分を翌月20日に支払う。ただし支払日が休日にあたる場合は、その直近の通所日に支払う。又、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることもある。

(工賃の計算)

第6条 就労移行支援の工賃の計算は以下の通りとする。

(1) 「当月売上」－「所要経費」＝工賃支給総額

(2) 「工賃支給総額」÷「当月の全員の述べ就業時間」＝当月時間単価

(3) 「各人の当月の就業時間」×「当月時間単価」＝当月の工賃支給額

2 就労継続支援B型の工賃の計算は以下の通りとする。

(1) (「当月売上」－「所要経費」)×0.8＝工賃支給総額

(2) 「工賃支給総額」÷「当月の全員の述べ就業時間」＝当月時間単価

(3) 「各人の当月の就業時間」×「当月時間単価」＝当月の工賃支給額

(工賃計算の単位)

第7条 工賃計算の単位は円とし、円未満の場合は切り捨てとする。

(一時金の支給及び対象)

第8条 一時金は、原則として毎年6月(夏季)及び12月(冬季)に支給する。

2 一時金の算定期間は、夏季は前年12月1日から当年5月末日までとし、冬季は当年6月1日から11月末日までとする。

3 支給対象者は一時金支給対象算定期間に在籍し、かつ支給日現在在籍する利用者とする。

(一時金計算方法)

第9条 一時金の計算方法については、以下の通りとする。

(1) 「支給総額」÷「一時金算定期間の全員の述べ就業時間」＝一時金単価

(2) 「各人の一時金算定期間の述べ就業時間」×一時金単価＝一時金額

附則

この規程は、平成25年8月1日より施行する。